

審　查　基　準

A-c-1

令和7年4月1日作成

法　令　名　：　質屋営業法
根　拠　条　項　：　第2条第1項
処　分　の　概　要　：　質屋の許可
原権者（委任先）　：　愛知県公安委員会
法　令　の　定　め　： 質屋営業法第3条第1項（許可の基準） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続） 第2条、第3条（質屋の許可の申請） 第3条の2（心身の故障により業務を適正に行うことができない者）
審　查　基　準　： 質屋営業法第3条第1項各号の欠格要件には該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待することができるときに許可する。
標　準　処　理　期　間　：　50日
申　　請　　先　：　営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問　い　合　わ　せ　先　：　愛知県警察本部生活安全部保安課営業係 電話(052)951-1611 内線3183
備　　考　　：